

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル整備
民間活力の導入に向けた
マーケットサウンディング

実施要項

令和3年12月

国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所

目 次

1. 募集の概要	1
1.1. 調査名称.....	1
1.2. 調査対象.....	1
1.3. 調査目的・募集内容.....	2
1.3.1. 調査目的.....	2
1.3.2. 募集内容.....	2
2. 募集の手続き等	3
2.1. 調査スケジュール.....	3
2.2. 実施要項等の公表.....	3
2.3. 調査参加申込.....	3
2.4. 質問受付・回答公表.....	3
2.5. 意見書・提案書受付.....	4
2.6. 個別対話の実施.....	4
2.7. 調査結果概要の公表.....	4
3. 留意事項	4
4. 開示資料	5
4.1. 守秘義務対象資料.....	5
4.2. 守秘義務対象資料提供申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書の提出.....	5
4.3. 第二次被開示者への開示方法.....	5
4.4. 守秘義務対象資料の返却又は廃棄.....	6
5. 連絡先	6
(別紙1) 事業概要書	
(様式1) 参加申込書	
(様式2) 質問書	
(様式3) 意見書	
(様式4) 提案書	
(様式5) 守秘義務対象資料提供申込書	
(様式6) 守秘義務の遵守に関する誓約書	
(様式7) 第二次被開示者への資料開示通知書	
(参考資料1) 国道2号等 神戸三宮駅前空間の事業計画	
(参考資料2) 一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル整備民間活力の導入に向けた民間事業者へのWEBアンケート調査結果(概要)	

※上記資料は、下記ホームページからダウンロードしてください。

https://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/kobesannomiya_ekimaekukan/ms211213.html

■用語の定義

用語	定義
本事業	一般国道2号神戸三宮駅交通ターミナル整備事業の内、新バスターミナル（I期）の内装整備・維持管理・運営に関する事業。特定事業及び利便増進事業で構成される。【（仮称）一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等】
特定事業	PFI法に基づく特定事業。本事業のうち、新バスターミナル（I期）の内装整備業務、維持管理業務及び運営業務に係る事業で、PFI事業として実施することが効果的かつ効果的であるもの。
利便増進事業	特定事業と一体として、運営権者が自らの責任と費用により実施する事業。
再開発ビル（I期）	神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業で整備するビル。新バスターミナル（I期）、商業施設、共用施設、公益施設等から成る低層部、オフィス、ホテル等から成る高層部、全体共用部、駐車場・駐輪場等で構成される。
新バスターミナル（I期）	再開発ビル（I期）のうち、新たな中・長距離バスターミナルを中心とした約6,800㎡の施設。特定車両停留施設及び自動車駐車場で構成される。 【（仮称）神戸三宮駅交通ターミナル】
特定車両停留施設	バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設。道路管理者が、特定車両の中から当該施設を利用することができる車両の種類を指定、公示する。本事業では新バスターミナル（I期）のうち、地下2階～地下1階のエレベーターホール及びエレベーター施設並びに地上1階～3階部分に該当する約6,300㎡。特定車両用場所及び旅客用場所で構成される。
自動車駐車場	道路附属物としての自動車駐車場。本事業では新バスターミナル（I期）のうち、地下2階のエレベーターホール及びエレベーター施設を除く車寄せ・カーシェア等に該当する約500㎡。
運営権設定対象施設	新バスターミナル（I期）のうち、利便施設を除く施設。特定車両停留施設及び自動車駐車場を一体として運営権設定対象施設とする。
特定車両用場所	特定車両停留施設のうち、誘導車路、操車場所、停留場所、その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所。
旅客用場所	特定車両停留施設のうち、乗降場、旅客通路、その他の旅客のために供する場所。待合等及び利便施設で構成される。
待合等	旅客用場所のうち、乗降場、待合室、案内所、運行管理室・事務室、授乳室、トイレ、パウダーコーナー、電気室、空調機械室等で構成される場所。
利便施設	旅客用場所のうち、飲食・物販施設（店舗）、コインロッカー等の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、運営権者が自らの責任と費用により設置、運営等を行う施設。
特定車両用場所等	特定車両停留施設のうち、特定車両用場所及び旅客用場所における待合等。
誘導車路	再開発ビル（I期）1階の車両が通行する車路で、アスファルト舗装された部分。
三宮バスターミナル	再開発ビル（I期）に近接する複合ビル（ミント神戸）の1階等に位置する既存のバスターミナル。現状、待合室等、車道部、歩道部で構成される。
民間事業者	一般的な民間事業者。
事業者	本事業の実施に際して、国と事業契約を締結し、本事業を実施する単独の企業または企業グループをいう。国によって選定され、国との間で基本協定を締結した優先交渉権者（単独の企業または企業グループ）が、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））を設立することを基本とする。
運営権者	国から、運営権設定対象施設について、公共施設等運営権の設定を受けた事業者。
バス事業者	新バスターミナル（I期）に車両を停留させる民間事業者の総称。
国	国土交通省近畿地方整備局。
市	神戸市。
再開発会社	神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業の施行者である雲井通5丁目再開発株式会社。
実施契約	国と運営権者との間で締結する公共施設等運営権実施契約。
事業契約	国と事業者の間で締結する事業契約。新バスターミナル（I期）の内装整備及び維持管理について包括的かつ詳細に規定するもの。
運営権	運営権設定対象施設に対して設定する公共施設等運営権。

1. 募集の概要

1.1. 調査名称

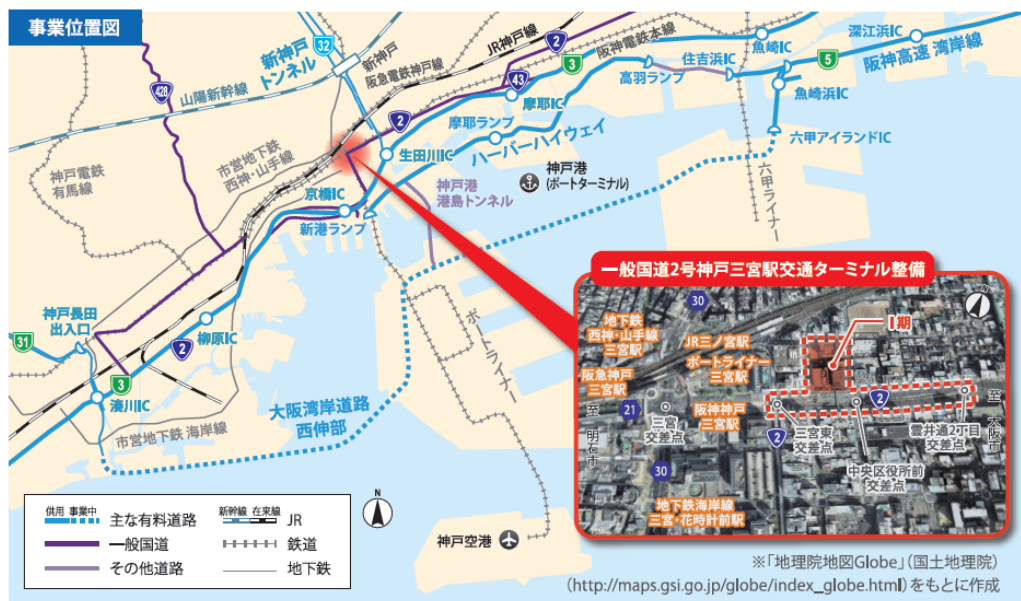
一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル整備 民間活力の導入に向けたマーケットサウンディング

1.2. 調査対象

本調査の提案対象及び事業位置図は以下のとおりです。

表 1 本調査の対象

事業名称	一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル整備
場所	神戸市中央区雲井通5丁目他
対象施設	以下の2施設を対象とする。 <ul style="list-style-type: none">・再開発ビル（I期）の内、新バスターミナル（I期）・再開発ビル（I期）に近接する複合ビル（ミント神戸）の1階等に位置する既存の三宮バスターミナル



※出典：一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル整備 事業パンフレット

図 1 事業位置図

※ 「国道2号等 神戸三宮駅前空間の事業計画」については、以下も参照願います。

(概要版) https://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/kobesannomiya_ekimaekukan/img/200325_press_torimatome.pdf

(本編) https://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/kobesannomiya_ekimaekukan/img/200325_torimatome_honpen.pdf

(資料編) https://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/kobesannomiya_ekimaekukan/img/200325_torimatome_shiryohen.pdf

1.3. 調査目的・募集内容

1.3.1. 調査目的

「新たな中・長距離バスターミナル」は、分散する中・長距離バス停を集約し、モーダルコネクタ（交通結節機能）の強化を図るものです。三宮クロススクエアと連携して新たな交通結節空間を創出することで、乗換・待合環境の改善、交通の円滑化、防災機能の向上の実現を図ります。

第1段階として、新バスターミナル（I期）を2026年度頃までに整備し、再開発ビル（I期）に近接する複合ビル（ミント神戸）の1階等に位置する既存の三宮バスターミナルと合わせ、点在する中・長距離バス停の一部を集約した新たな運用を開始することを検討しています。

本調査は、新バスターミナル（I期）の内装整備・維持管理・運営及び三宮バスターミナルの維持管理・運営において、民間事業者が参画しやすい事業条件を確認するための意見収集、および本事業の収益向上方策募集や交通結節機能の強化に関する具体的な企画提案募集を目的として実施する調査です。

1.3.2. 募集内容

本調査において、意見・提案を求める主な内容は下記の通りです。詳細は様式をご参照ください。

表 2 意見・提案を求める主な内容

項目	設問	様式
基本情報	業種、実績の有無	様式3 意見書
	各企業の参加意欲、参加形態、役割	
民間事業者が参画しやすい事業条件を確認するための意向把握	事業方式に対する意見	
	事業範囲に対する意見	
	事業期間に対する意見	
	費用負担に対する意見	
	利用料金に対する意見	
	更新投資に対する意見	
本事業の利便性、収益性を向上するための提案	収益向上方策について	様式4 提案書
	交通結節機能の強化について	

2. 募集の手続き等

2.1. 調査スケジュール

本調査のスケジュールは下記を予定しています。

表 3 本調査のスケジュール

年月	内容
令和3年12月13日(月)	本調査（マーケットサウンディング）の実施要項等の公表
令和4年1月5日(水)	本調査（マーケットサウンディング）の調査参加申込〆切 本調査（マーケットサウンディング）の質問受付〆切 守秘義務対象資料提供申込書の提出〆切
令和4年1月14日(金)	本調査（マーケットサウンディング）の質問への回答公表
令和4年2月1日(火)	本調査（マーケットサウンディング）の意見書・提案書〆切
令和4年2月	個別対話の実施
令和4年3月	本調査（マーケットサウンディング）調査結果概要の公表

2.2. 実施要項等の公表

実施要項、別紙、各種様式及び参考資料を巻末記載のホームページに掲載します。

2.3. 調査参加申込

企画提案へ応募の意思がある事業者は、必要事項を「(様式1) 参加申込書」に記載のうえ、下記の期間中に、電子メールにより提出してください。

調査参加申込できる者は、本事業に関心があり、主体的な事業実施が可能な民間事業者、団体等の法人とします。一者単体又は複数者から構成されるグループによる提出も可能です。

なお、暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者は参加できません。

【調査参加申込受付期間】

令和3年12月13日(月)～令和4年1月5日(水)17時まで(必着)

【提出先】巻末記載の連絡先を参照

※参加申込書を提出された企業の名称等は公表しません。

2.4. 質問受付・回答公表

実施要項等の各資料に対する質問がある場合は、質問事項を「(様式2) 質問書」に記載のうえ、下記の期間中に、電子メールにより提出してください。

【質問受付期間】令和3年12月13日(月)～令和4年1月5日(水)17時まで(必着)

【提出先】巻末記載の連絡先を参照

【回答公表】回答は、令和4年1月14日(金)までに、随時巻末記載のホームページに掲載します。なお、質問者のノウハウ等に係る質問については、回答を掲載しない場合があります。

2.5. 意見書・提案書受付

意見・提案を行う場合は、「(様式3) 意見書」、「(様式4) 提案書」に記入のうえ、下記の期間中に電子メールにより提出してください。件名は【意見書・提案書提出】として下さい。

【意見・提案受付期間】令和4年1月17日(月)～令和4年2月1日(火)17時まで(必着)

【提出先】巻末記載の連絡先を参照

2.6. 個別対話の実施

「(様式3) 意見書」、「(様式4) 提案書」の受理後、提出された内容を踏まえ、必要に応じて下記の期間、提出者との個別対話を行う場合があります。

提出された内容に対する個別対話の実施の有無は、事務局にて判断します。個別対話を実施する場合、その日時については、個別に調整させていただきます。

【個別対話の実施期間】令和4年2月

【実施方法】オンライン形式(使用システムはZoomとします。)オンライン対応が困難な場合については、個別にご連絡をお願い致します。

【予定時間】45分程度を予定

【備考】オンライン形式の場合、事前に接続テストを行う場合があります。実施日時については、個別に調整させていただきます。

※提出者に対し、三宮バスターミナルに関する事業条件についてもうかがう場合があります。

※提出内容に関する対話に加えて、VFM算出に係る事項(削減率、割引率等)についてもうかがう場合があります。

2.7. 調査結果概要の公表

意見・提案の結果(概要)に関して、公表を予定しています。なお、公表の際は意見・提案の提出者の確認・同意を得たうえで、ホームページに公表します。(提出した事業者名はわからないように作成)

なお、本調査手続きに際して、意見・提案の提出者のアイデア等の保護のため、提出者の名称、意見・提案の具体的な内容は原則として非公表とします。

3. 留意事項

- 本調査に参加した事業者について、今後予定している民間事業者公募における加点等はありません。
- 本調査へ参加しなかった事業者でも、今後予定している民間事業者公募の参加は可能です。
- 必要に応じて、内容確認等のため、ご連絡する場合がございます。その際にはご協力をお願い致します。
- 本調査への参加に際し示された情報等については、今後、近畿地方整備局兵庫国道事務所が予定している民間事業者公募の技術仕様を作成する際の基礎的な資料等とすることとし、情報等の取り扱い、知的財産権等については十分に注意致します。

4. 開示資料

4.1. 守秘義務対象資料

本調査の意見・提案の提出に際し、以下の守秘義務対象資料の開示を希望される場合は、守秘義務を課した上で開示します。

表 4 守秘義務対象資料一覧

番号	資料の名称
1	再開発ビル（I期）全体の整備計画
2	新バスターミナル（I期）の概略図面（1階、2階、3階、地下2階）
3	新バスターミナル（I期）の旅客用場所等設置設備の必要基数試算結果
4	三宮バスターミナルの概略図面等
5	想定バス便数（I期）
6	周辺バスターミナルの停留料金

4.2. 守秘義務対象資料提供申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書の提出

守秘義務対象資料の開示を希望される場合は、「(様式5) 守秘義務対象資料提供申込書」及び「(様式6) 守秘義務の遵守に関する誓約書」に必要事項を記入し、事前に巻末記載の連絡先のメールアドレス宛に送付した上で、速やかに同連絡先の郵送先宛てに捺印済み書類を郵送等して下さい。なおメールの受信後、確認の返信をいたします。

【申込書・誓約書受付期間】

令和3年12月13日（月）～令和4年1月5日（水）17時まで（必着）

【提出先】巻末記載の連絡先を参照

【開示方法】電子データによる提供を想定しています。

【開示時期】令和4年1月5日（水）以降、順次、開示します。

【備考】守秘義務対象資料を開示した者を対象として、守秘義務対象資料に関する質問を受け付け、回答を提示します。ただし、すべての質問に対して回答することを保証するものではありません。また、回答については、原則として守秘義務対象資料の提供を受けた者全員に対して配布します。質問の受付期間及び提出方法等については、別途提示します。

4.3. 第二次被開示者への開示方法

事業者は、グループの構成法人（定義については「(様式6) 守秘義務の遵守に関する誓約書」に従う。以下同じ。）、自らの関連会社、協力会社、融資を行う金融機関、格付機関及び応募アドバイザー等（これらになろうとする者を含む。以下「第二次被開示者」と総称）に対して、提供を受けた守秘義務対象資料を開示することができます。その場合、事業者は、グループの構成法人になろうとする第二次被開示者については暴力団関係者又はその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者でないことを確認し、また、すべての第二次被開示者に対して自らが近畿地方整備局兵庫国道事務所に対して負うのと同様又はそれ以上の守秘義務その他の義務（詳細は、「(様式6) 守秘義務の遵守に関する誓約書」を参照のこと。）を自らに対して負わせた上で、「(様式7) 第二次被開示者への資料開示通知書」に必要事項を記入し、事前に巻末記載の連絡先のメールアドレス宛に送付した上で、第二次被開示者から受け入れた守秘義務の遵守に関する誓約書の写しとともに、速やかに同連絡先の郵送先宛てに捺印済み書類を郵送等して下さい。

4.4. 守秘義務対象資料の返却又は廃棄

守秘義務対象資料の開示を受けた者（第二次被開示者を含む。）は、本調査の終了日（結果（概要）公表日）までに、守秘義務の遵守に関する誓約書の定めるところに従って責任を持って返却又は廃棄し、速やかに、返却又は廃棄したことを証する書面（様式自由）を近畿地方整備局兵庫国道事務所に郵送等してください。

5. 連絡先

書類等提出は下記連絡先まで送付してください。

【連絡先】

国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 計画課

電話番号：078-331-4498 メールアドレス：kkk-km-keika02@mlit.go.jp

担当者：田畑、安藤

郵送先：〒650-0042 神戸市中央区波止場町3番11号

ホームページ：https://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/kobesannomiya_ekimaekukan/ms211213.html